

「(仮称) 岩手大船渡陸前高田風力発電事業」計画段階環境配慮書 に対する岩手県知事意見

令和4年12月15日付け
東急不動産株式会社宛て

本事業は、東急不動産株式会社が岩手県陸前高田市及び大船渡市の行政界域において、単機出力が4,200～5,500kW程度、高さが最大183mの風力発電機を最大20基（合計出力約110,000kW）設置するものであり、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の導入による地球温暖化対策に資するものである。

一方で、本事業は、環境保全の見地から以下の3つの課題がある。

第1に、環境影響評価図書が適正に作成されていない。

本事業者は、計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）の作成に際し、希少猛禽類に対する環境影響に関する調査として、専門家から意見を聴取したにも関わらず、これを配慮書に記載せず、岩手県環境影響評価技術審査会（以下「審査会」という。）からの指摘を受けて、当初の縦覧期間が終了する直前に、縦覧期間を約1か月間延長したうえで、当該聴取結果を記載した資料を配慮書の追加資料として公表した。

希少猛禽類の生息状況は、既存資料から予測、評価に必要な情報を得ることが困難であり、専門家からの意見聴取は、その重大な環境影響を把握するうえで必要不可欠な調査手法である。その結果を配慮書に記載することは、事業計画について広く環境保全の見地からの意見を聞き、環境保全のために配慮すべき事項を検討するという環境影響評価の趣旨に照らし、根幹的な事項であるが、当初公表された配慮書はこれを欠いている。

また、当該意見聴取では、事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）の近傍にイヌワシのペアが生息し、当該ペアの行動圏と想定区域が大きく重複するという重要な情報が得られている。しかしながら、追加資料には、この情報を踏まえた環境影響の予測及び評価の結果が記載されていないため、本配慮書が専門家からの意見をどのように評価したのかが不明である。

加えて、本配慮書における鳥類に関する評価結果の記載は、現在、別途配慮書手続を行っている（仮称）宮城気仙沼風力発電事業における記載とほぼ同じ内容となっている。同事業の配慮書では、専門家からの意見聴取結果として、事業地から最寄りの営巣地まで相当の距離があり、今は事業地周辺でイヌワシのペアが観察されることはないと記載されている。本事業者は、想定区域の近傍にイヌワシのペアが生息し行動圏が重複すると指摘される本事業と、営巣地まで相当程度の距離があり現在は生息が確認されないと指摘される他事業とで、イヌワシに対する環境影響についてほぼ同じ評価をしており、本配慮書における環境影響の評価結果の妥当性を判断できない。

このため、本配慮書は、文献調査や専門家からの科学的知見の聴取で得られた情報をもとに、個々の重要な種等に対する重大な影響の有無及びその程度を予測及び評価するという配慮書の目的を果たしているとは言い難い。

第2に、イヌワシの生息に対する重大な影響が懸念される。

イヌワシは、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく国内希少野生動植物種や文化財保護法に基づく国の天然記念物に指定されている重要種である。国は、令和3年8月に全国の維持目標を206ペアと定め、そのうち東北

地方は 55 ペアと全国有数のイヌワシ生息地であるところ、本県では、いわて県民計画（2019～2028）及び岩手県環境基本計画において、東北地方の目標の約 5 割に相当する 29 ペアの維持を目標としている。本県は、全国トップクラスのイヌワシ生息地であり、その保全目標の達成は、本県の環境保全のみならず、種の保存及び国民全体の文化的資産の保全に不可欠である。本県では、平成 20 年 9 月に国内初のイヌワシのバードストライクと推察される事案が発生したことも踏まえ、イヌワシの保全は、本県で風力発電事業を実施するに当たって最も配慮を要する地域特性の 1 つである。

このイヌワシについて、想定区域の近傍には複数のペアの営巣地が存在し、想定区域を高頻度で利用しており、現在、国、県、民間団体が協働して生息地保全の取組を進めている。また、このペアのほかに、想定区域から 10 km 圏内にも複数のペアの営巣地が存在しており、行動圏が広い種の特徴から、想定区域に飛来する可能性がある。こうした区域で本事業が実施されれば、風力発電機への衝突事故、移動の阻害、採食場所の喪失や減少などの繁殖活動への悪影響により、近傍のペアは消失する可能性が極めて高く、10 km 圏内のペアへの重大な影響も回避又は低減できない可能性が高い。配慮書では、イヌワシの種としての重要性、生態特性、重要な生息環境の分布状況を踏まえ、事業の実施によるイヌワシに対する重大な影響の有無や、事業実施区域の絞り込みの過程における影響の程度の差を丁寧に示すことが求められるが、本配慮書では具体的な記述がない。

第 3 に、景観に対する重大な影響が懸念される。

本事業は、陸前高田市及び大船渡市の行政界域にある氷上山の尾根沿いに最大 183 m の高さの風力発電機を設置する計画となっている。氷上山は、陸前高田市の景観の主対象として市内のあらゆる箇所から視認できる重要な存在となっており、国の名勝に指定されている高田松原も氷上山を重要な景観眺望としている。陸前高田市市街地や高田松原津波復興祈念公園からの氷上山の眺望景観は、地域にとって重要な景観であり、地域住民から懸念の声も出ている。配慮書では、事業の実施による重要な眺望景観に対する重大な影響の有無や影響の程度について、可能な限り客観的な方法で評価することが求められるが、本配慮書では具体的な記載がない。

また、風力発電機が眺望に支障をきたす可能性がどの程度あるかを評価するに当たっては、任意の眺望点から撮影した写真に施設の完成時の状況を合成するフォトモンタージュ手法が簡便かつ効果的な手法として広く採用されており、風力発電機の規模や位置を一定の条件で設定すれば、配慮書段階でも比較的容易に示すことが可能である。本事業は、地域の重要な眺望景観への影響が懸念されるが、こうした地域特性に応じた適切な予測手法が選定されておらず、地域の環境保全の見地からの懸念に対し、適切に対応しているとは言い難い。

以上のことから、本事業は、方法書を作成する前に、関係団体及び専門家の助言に基づき、イヌワシや景観をはじめとした重要な環境要素に対する重大な影響を回避するために配慮すべき事項を再度選定し、計画段階で求められる調査、予測及び評価を再度実施し、その結果を踏まえ、回避すべき環境影響と当該影響を回避するための具体的な配慮の内容を再検討することが必要である。

それができない場合は、本事業の取り止めも含めた事業計画の抜本的な見直しを行うこと。

再エネ事業の導入に当たっては、適正に環境に配慮し、地域に貢献するものとし、

地域と共生することで、円滑な合意形成を図ることが重要である。このため、本県では、現在、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第6項に定める地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）の設定に関する基準の検討を進めており、これを受け、県内市町村においても、促進区域の設定に向けた検討が進められているところである。促進区域の設定に当たっては、環境省令及び岩手県地球温暖化対策実行計画に定める促進区域に含めることが適切でないと認められる区域や環境配慮事項ごとの適切な配慮を確保するための考え方を踏まえ、必要な調査の実施や調査結果を踏まえた事業計画の立案など、事業者を求める地域の環境の保全のための取組について検討されることとなる。

このため、上述した本事業の再検討に当たっては、関係地方公共団体による促進区域の検討の過程で明確化される地域の自然的社会的条件を踏まえた地域における再エネ事業に関する環境配慮の考え方、すなわち、考慮すべき環境配慮事項、望ましい事業の規模・形態及び環境保全措置のあり方等に関して、当該地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえるとともに、以下の措置を適切に講じられたい。

1 総括的事項

- (1) 専門家等からの科学的知見の聴取や現地調査により必要な情報の収集・把握を適切に行い、環境影響の調査、予測及び評価の結果を十分に整理・比較できる複数案をもとに検討すること。
- (2) 環境影響の回避・低減を優先的に検討し、事業性を優先的に検討することがないようにすること。
- (3) 想定区域及び周辺に他事業者が計画している風力発電事業との累積的な環境影響が懸念されることから、当該事業者から環境影響に関する情報を入手するとともに、情報が不足する場合は自ら調査し、累積的な環境影響について適切に予測及び評価を実施すること。
また、他事業者から累積的な影響の予測・評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、積極的に情報を提供し、地域全体の環境影響の低減を図ること。
- (4) 調査、予測及び評価に当たっては、専門家等からの助言を踏まえつつ、入手できる最新のデータや知見に基づくとともに、できる限り定量的な手法を用いること。
- (5) 想定区域及び周辺の関係者や住民のみならず、より広い範囲の住民に対し、事業内容や環境影響評価の十分な説明を行い、理解を得られるよう努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音

住居その他の環境保全の配慮が必要な施設や、特に静穏性が求められる人と自然との触れ合いの活動の場について、騒音及び超低周波音による影響が懸念される。

このため、静穏な地域に設置される風力発電施設から発生する騒音の特性を踏まえ、工事の実施及び施設の稼働により発生する騒音及び低周波音が住宅等に与える影響について、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づき、住居等との距離を十分に確保すること。また、風力発電施設から発生する騒音による健康影響に関する十分な科学的知見が得られていない現状も踏まえ、予防原則にしたがい、住民等に対し十分な説明を行うこと。

(2) 水環境

水源かん養保安林は、指定の趣旨から森林以外への転用は抑制すべきものであることから、今後の検討に当たっては保安林を除外すること。

水道水源や内水面漁業権が設定されている河川等について、土砂及び濁水の流出による影響が懸念される。

このため、工事の実施により発生する土砂及び濁水の流出が水環境に与える影について、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づき、井戸、湧水及び河川との距離を十分に確保すること。

(3) 地形及び地質

想定区域及びその周辺における地質の状況によっては、工事の実施により、土砂及び濁水の流出による周辺環境への影響や、豪雨時等における地すべりや斜面崩壊の誘発が懸念される。

このため、工事の実施が地形及び地質環境に与える影響について、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づき、工事により土地の安定性を低下させるリスクが高い箇所を回避すること。

(4) 風車の影

住居その他の環境保全の配慮が必要な施設について、風車の影による影響が懸念される。

このため、施設の稼働により発生する風車の影が住居等に与える影響について、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づき、住居等との距離を十分に確保すること。

(5) 動物

環境省レッドリストやいわてレッドデータブックに掲載されている希少な哺乳類、鳥類、両生類、昆虫類、魚類の生息について、生息環境の変化による影響も懸念される。

このため、工事の実施、地形改変及び施設の稼働が動物に与える影響について、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づき、動物の重要な生息場所の喪失、移動経路の分断を回避すること。

(6) イヌワシ

イヌワシの行動圏は極めて広く、風力発電機の建設に適した標高の高い尾根沿いなどを中心に広範囲を飛翔することが知られている。また、最近の研究では、非営巣期には営巣場所から 30 km のエリアにおいても採食行動が確認されている。このため、事業を実施するに当たっては、重大な影響を回避できる十分な余地を確保できるよう、イヌワシの生息が確認されている地域を避けて、位置・規模に関する適切な複数案を想定区域として設定し、配慮書においてその設定に至る検討経緯と根拠を示す必要がある。

配慮書手続においては、想定区域及びその周辺の外側に広域的な視点で調査範囲を設定し、既存資料や専門家からの意見聴取で得られた情報を用いて解析的な手法により生息状況を適切に推定したうえで、イヌワシの種としての重要性、生態特性及び重要な生息環境の分布状況並びにイヌワシの保全を重視する本県の地域特性を踏まえ、事業の実施によるイヌワシに対する重大な影響の有無や、影響の重大性の程度の整理・比較の結果、複数案からの絞り込みの過程における影響の差を丁寧に示し、重大な影響を回避する必要がある。

さらに、方法書以降の手続においては、適切な手法により生息に係る実態調査を含む調査、予測及び評価を実施し、イヌワシの行動圏、高利用域、採食地、営巣中心域及びそれらの移動経路等を明らかにし、重大な影響を低減するとともに、それでもなお影響が残る場合は、代償措置として、事業の実施により利用できなくなる餌場と質及び量において同等の機能を有する新たな餌場を確保するなどの

対応が必要となる。

こうした一連の対応を行わなければ、事業の実施に伴う重大な影響を回避又は十分に低減できない可能性が極めて高いことを認識し、先に記載したとおり、イヌワシに対する重大な影響を回避するために配慮すべき事項を再度選定し、計画段階で求められる調査、予測及び評価を再度実施し、その結果を踏まえ、回避すべき環境影響と当該影響を回避するための具体的な配慮の内容を再検討すること。

また、イヌワシはいわて県民計画（2019～2028）及び岩手県環境基本計画で保全目標を定めている重要種であることから、当該目標と調査及び予測の結果との整合が図られているかどうかを検討し、その結果を明らかにすること。

（7） 植物及び生態系

環境省レッドリストやいわてレッドデータブックに掲載されている希少な植物の生育や自然度が高い植生について、生育環境の変化による影響が懸念される。このため、工事の実施や地形改変が植物に与える影響について、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づき、植物の重要な生育場所の喪失や個体群の分断を回避すること。

（8） 景観

主要な眺望点及び景観資源の改変や、施設が介在することによる主要な眺望点からの眺望景観の変化の影響が懸念される。また、学校、福祉施設、住居等からの身近な自然景観への影響にも配慮が必要である。

特に、地域にとって重要な眺望景観がある場合は、計画の初期段階で風力発電機の仮配置位置をもとにしたフォトモンタージュによる評価を実施するとともに、実地調査においては、景観眺望から住民が読み取る意味をインタビューやアンケートにより把握するなど多様な手法により、総合的な景観評価を実施する必要がある。

以上を踏まえ、先に記載したとおり、景観に対する重大な影響を回避するために配慮すべき事項を再度選定し、計画段階で求められる調査、予測及び評価を再度実施し、その結果を踏まえ、回避すべき環境影響と当該影響を回避するための具体的な配慮の内容を再検討すること。

（9） 人と自然との触れ合いの活動の場

人と自然との触れ合いの活動の場について、活動の場そのものの直接改変や、騒音、振動等により触れ合いの活動の場の雰囲気や快適性など利用面の特性が変化することによる影響が懸念される。

このため、工事の実施、施設の存在及び稼働が人と自然との触れ合いの活動に与える影響について、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づき、重要な触れ合いの活動の場の喪失や利用面の特性変化による触れ合いの活動への影響を回避すること。

（10） その他

土砂流出防備保安林は、指定の趣旨から森林以外への転用は抑制すべきものであることから、今後の検討に当たっては保安林を除外すること。

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定された土砂災害警戒特別区域及び土砂災害警戒区域や、土砂災害危険箇所や山地災害危険地区等について、近年、気候変動の影響による突発的な豪雨が多発する中で、土砂災害の発生が懸念される。

このため、工事の実施及び地形改変が県土の保全に与える影響について、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえ、重大な影響が懸念される箇所の改変を回避すること。

3 関係地方公共団体の長からの意見

関係地方公共団体の長から提出された環境保全の見地からの意見は別添のとおりであるので、上記の措置を適切に講じたうえで、その内容に十分留意し適切に対応すること。